

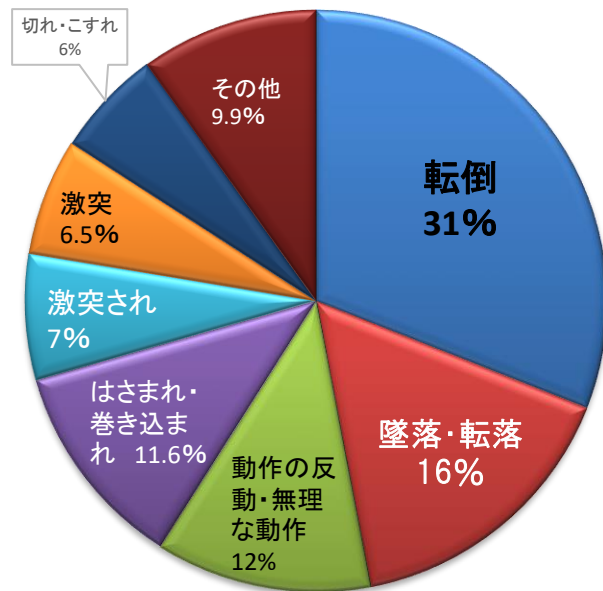


令和6年災害発生状況(古川労働基準監督署管内)

※新型コロナウイルス感染症を除く

業種	発生前年	令和5年	令和6年12月末(速報値)		
		全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		298(3)	258(1)	-15	-5.5%
製造業		81(1)	67	-8	-10.7%
鉱業		0	0	±0	±0
建設業		24	39(1)	15	62.5%
土木工事業		12	13(1)	1	8.3%
建築工事業		7	22	15	214.3%
その他建設業		5	4	-1	-20.0%
陸上貨物運送事業		47	36	-6	-14.3%
林業		5(1)	6	2	50.0%
商業		56(1)	40	-11	-21.6%
接客娯楽業		16	10	-6	-37.5%
保健衛生業		33	29	2	7.4%
社会福祉施設		28	26	3	13.0%

【事故の型別労働災害発生状況】



第1回 化学物質管理強調月間の実施について

期 間:令和7年2月1日(土)～ 28日(金)

厚生労働省は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため「化学物質管理強調月間」を創設しました。各事業者においては下記の実施事項に基づき化学物質の自律的管理に努められますようお願いいたします。

事業場における実施事項

- ① 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ② 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・ 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・ 危険知り 管理を徹底 化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・ 目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・ 化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

- ⑧ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

実施要項
厚生労働省HP



労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されました

2025年1月1日より、以下の手続きについて電子申請が原則義務化されています！

- ・ 労働者死傷病報告
- ・ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・ 定期健康診断結果報告
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ・ じん肺健康管理実施状況報告

※義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- ・ ...など多くの届出等が電子申請可能です

厚生労働省ホームページ



電子申請義務化に伴う労働者死傷病報告書の提出について

従来との変更点

・ 様式の変更

旧23号、24号様式による受付はできませんのでご注意ください。

・ 記入内容の変更

①事業の種類、②被災者の職種、③傷病名及び傷病部位、④国籍・地域及び在留資格、についてはコードによる記入が必要となります。

(※コードについては厚生労働省ホームページ又は古川労働基準監督署ホームページを参照ください。)

【新様式】休業4日以上

【新様式】休業1～3日

古川労働基準監督署 HP



厚生労働省 HP

